（証券コード　3174）
2026年11月13日

株　主　各　位

東京都中央区銀座一丁目16番１号
株式会社ハピネス・アンド・ディ
代表取締役社長　前　原　　聡

第36回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
　さて、当社第36回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

　本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申し上げます。

　当社ウェブサイト　　https://www.happiness-d.co.jp
（上記ウェブサイトにアクセスいただき、メニューより「ＩＲ情報」「招集ご通知・決算ご通知」を順に選択いただき、ご確認ください。）

　また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

　東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）
　https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show
（上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「ハピネス・アンド・ディ」又は「コード」に当社証券コード「3174」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

　なお、当日ご出席されない場合は、書面（郵送）により議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2026年11月27日（金曜日）午後６時15分までに到着するようご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬　具

記

１．日　　時　2026年11月28日（土曜日）　午後１時（開場午後０時30分）

２．場　　所　東京都千代田区丸の内1-8-1
丸の内トラストタワーN館11階　トラストシティ カンファレンス・丸の内room１

※　本年は交通の便を苦慮し開催場所を例年の会場から変更しております。末尾の「株主総会会場ご案内図」をお確かめの上、お間違えのないようお願い申し上げます。

※　ご出席の株主様へのお土産は、ご用意いたしておりません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

３．目的事項

報告事項

１．第36期（2025年９月１日から2026年８月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件

２．第36期（2025年９月１日から2026年８月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

第１号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）５名選任の件

第２号議案　監査等委員である取締役３名選任の件

第３号議案　資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の件

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、この「招集ご通知」をご持参くださいますようお願い申し上げます。

◎本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。
なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。
①連結計算書類の「連結注記表」
②計算書類の「個別注記表」
したがいまして、当該書面に記載している連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査等委員会が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

◎書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

事　業　報　告

（自　2025年９月１日
　至　2026年８月31日）

１．企業集団の現況

（１）当連結会計年度の事業の状況

事業の経過及び成果

当連結会計年度における当社グループを取り巻く環境は、ロシア・ウクライナ情勢の長期化・中東の紛争激化が続く中で、トランプ関税の影響については落ち着きを取り戻したものの、国内においては円安基調が加速したこともあり、原材料や円安水準の高止まりによる諸物価の高騰が続いております。また、２月末にはイランへの軍事行動が開始され、原油価格高騰による一層の物価上昇と石油原材料製品の調達懸念が表面化し、消費者マインドの持ち直しは依然不透明な厳しい経営環境が続いております。

このような状況下、当社グループは外部環境の変化を踏まえてのハピネス・アンド・ディの構造改革を中心とした収益改善への取り組みを推進いたしました。具体的には、前期の下期より本格化させたヴィンテージ商品の販売について、ほぼ全店での取扱いとなったことから、売上実績も拡大してきております。

また、宝飾・地金商品の強化につきましては、引き続き催事開催における販売力向上施策の強化に努めました。さらに金価格の上昇が追い風となる中、株式会社ＲＡＩＮから純金ジュエリー事業を譲受け、中長期的な成長への基盤作りを図りました。一方で、ヴィンテージ商品の販売を収益基盤として確立するため、各店舗でのブランド品買取事業を順次拡大させ、2026年８月末現在でハピネス・アンド・ディ52店舗中29店舗まで、取扱いが拡大いたしました。

ＡｂＨｅｒｉにつきましては、2025年３月にオープンした大阪店について、11月以降、日中関係の悪化に伴うインバウンド需要の減退により、販売施策を国内顧客向けへシフトするとともに、海外バイヤーの誘致にも努めました。

Ｎｏ．の取組みといたしましては、グループ３社の合同催事を含め催事開催によるブランド認知と販路拡大に努めました。

また、店舗の出退店につきましては、新規出店はございませんが、定期賃貸借契約満了店舗３店舗及び中途解約店舗２店舗を閉店といたしました。これによりＡｂＨｅｒｉ直営店３店舗を加えますと、当連結会計年度末現在の当社グループ店舗数は55店舗となっております。

なお、前連結会計年度におきまして、ハピネス・アンド・ディの不採算店14店舗の閉店を実施したこと、当連結会計年度においては上記の通り５店舗の閉店を実施したことにより、売上規模は減少となっておりますが、当連結会計年度におけるハピネス・アンド・ディ単体既存店ベースでの売上高は前年同期比98.2%、粗利益は同104.9%となっております。構造改革における取組みの中で、高額ブラ

ンド商品から粗利率の高い宝飾・地金商品へ商品展開のシフトを進めてきたことに加え、地金商品の販売が金価格の上昇も背景に好調であったことやヴィンテージ商品の販売が順調に拡大してまいりましたが、期初より継続してきた金価格の上昇が一旦ピークアウトしたことにより、下期においては地金商品の販売ペースが鈍化したことで、通期の既存店売上高は前年同期比で若干の減少、同粗利益は増額となりました。

販売費及び一般管理費については、ハピネス・アンド・ディにおける前期14店舗の閉店効果及び人件費を中心とした抑制に努めた結果、前年同期を下回って推移し、収益力の改善が進んでおります。

なお、上記のほか、特別利益として、店舗閉鎖損失引当金戻入額4,800千円、違約金収入5,180千円を計上いたしました。また、特別損失として、店舗の減損損失67,518千円を含む81,872千円を計上いたしております。

上記の取組みにより、当連結会計年度における営業損失、経常損失、親会社株主に帰属する当期純損失は、いずれも改善しております。

当社グループにおける商品区分別の売上高は以下のとおりです。

・宝飾品は、ジュエリーの好調に加えて金価格高騰を受けた地金商品の販売が大きく伸長したことで、売上高3,297,484千円（前期比1.1％増）、売上総利益1,830,870千円（前期比1.5％増）となりました。

・時計は、構造改革に伴って引き続き商品展開を絞っており、売上高746,348千円（同28.8％減）、売上総利益239,635千円（同27.0％減）となりました。

・バッグ・小物は、取扱いを開始したヴィンテージ商品が寄与したことやカジュアル商品の展開も強化いたしましたが、海外ブランドの価格上昇が続いており店舗数減少の影響も受けたことで、売上高4,213,434千円（同7.0％減）、売上総利益1,295,658千円（同10.9％減）となりました。

＜商品区分別売上高＞

	前連結会計年度 （グループ店舗数60店舗）	当連結会計年度 （グループ店舗数55店舗）
宝　飾　品（千円）	3,261,493	3,297,484
時　　計（千円）	1,048,312	746,348
バッグ・小物（千円）	4,531,642	4,213,434
合　　計（千円）	8,841,449	8,257,267

＜商品区分別売上総利益＞

	前連結会計年度 （グループ店舗数60店舗）	当連結会計年度 （グループ店舗数55店舗）
宝　飾　品（千円）	1,803,510	1,830,870
時　　計（千円）	328,367	239,635
バッグ・小物（千円）	1,454,807	1,295,658
合　　計（千円）	3,586,685	3,366,164

以上の結果、当連結会計年度の売上高は8,257,267千円(前期比6.6％減)、営業損失244,421千円(前期は営業損失404,212千円)、経常損失289,393千円(前期は経常損失435,620千円)、親会社株主に帰属する当期純損失406,908千円(前期は親会社株主に帰属する当期純損失808,614千円)となりました。

また、売上総利益率は40.8％（前期比0.2ptアップ)、過年度比較可能なハピネス・アンド・ディ単体の収益認識基準適用前の売上総利益率は31.7％（前期比0.1ptアップ）となりました。

（２）設備投資の状況

当連結会計年度に実施した設備投資等の主なものは、次のとおりであります。

① 当連結会計年度中に完成した主要設備

・既存店（ブランドショップハピネス名取店・春日部店）改装等に伴う設備投資（投資金額37,251千円）

② 当連結会計年度継続中の主要設備の新設、拡充

該当事項はありません。

③ 重要な固定資産の売却、廃棄、滅失

・既存店（ブランドショップハピネス神戸店・新潟南店・土岐店・上磯店・熊本店）改装等に伴う造作・附属設備等の除却（損失金額133千円）

（３）資金調達の状況

当連結会計年度において、新株予約権の行使による株式の発行、社債の発行及び新株予約権の発行により総額467,732千円の資金調達を実施しております。

また、当社は、取引銀行１行との間で、総額400,000千円の当座貸越契約を締結しております。当連結会計年度において、当座貸越契約に基づく借入200,000千円を実行しております。

（4）対処すべき課題

円安・諸物価の高騰が続き、中東情勢の悪化や金利上昇等による外部環境の不透明感が高まる中で、小売業界にとって依然厳しい経営環境が続くものと思われます。

このような環境において当社は、ハピネス・アンド・ディの構造改革として不採算店舗の整理・統廃合、宝飾品・地金商品の強化、インポートブランドの縮小と時計部門の圧縮による事業の立て直しを進めてまいりました。また、当期においてはヴィンテージ（リユース）商品の導入、買取事業の展開強化、理念経営の導入を進めてまいりました。重点課題とした売上総利益率の向上は前記のとおり着実に成果を上げるに至っております。

次期においては、ハピネス・アンド・ディの宝飾品・地金商品の展開を継続強化し、買取取扱い店舗を30店舗から50店舗水準にまで拡大させ、ヴィンテージ（リユース）商品の販売を拡大してまいります。これにより粗利率はやや低下する見込みですが、買取り商品の販売を含めた商品戦略に再構築していくことで、売上規模の拡大による業績の回復を図っていく考えです。

また、当社は、人生の豊かさの創造という経営理念に基づいた、ハピネス・アンド・ディの中期経営方針（詳細は2026年８月18日公表「中期経営方針の策定に関するお知らせ」をご確認ください）を策定いたしました。グループ各社の重点施策については以下の通りです。

①　ハピネス・アンド・ディ

当社は上記の中期経営方針において、「ラグジュアリー・ジュエリーのファミリーレストラン」を経営ヴィジョンに位置付けました。「ラグジュアリーをもっと身近に楽しめる文化を作る」という方針に沿って、下記の競争戦略の実現に取組んでまいります。

ⅰ)小型店舗戦略（マルチフォーマットへの挑戦）

人口減少を背景に、これまでの郊外型ショッピングセンターだけでなく、都市部・商業集積地・駅前等の多様なエリアへの出店・移転を進めるため、従来の中型店舗と異なる小型店のフォーマットを開発してまいります。小型店においては、店舗業務の効率化とともに再来店と店内滞留時間の向上に取組み、収益力の向上を目指してまいります。

ⅱ）ＮＥＷ&ＶＩＮＴＡＧＥ戦略

これまでは、宝飾や雑貨等のカテゴリーによる商品政策となっておりましたが、ＮＥＷ（新品）＆ＶＩＮＴＡＧＥ（リユース品）の価値軸に基づいたうえで、各カテゴリー毎の商品戦略を構築してまいります。こうした商品戦略の転換を進めるにあたり、アドバイザー（店舗スタッフ）による買取を通じて、売りたいお客様と買いたいお客様の関心に即した仲介機能を構築できるよう、アドバイザーの育成にも取組んでまいります。

ⅲ）循環型戦略（買取・リユース）

巡るプロジェクト（販売・修理・買取・再販を一つの循環として構築）を通じて、販売・買取併設店舗の競争優位性を確立してまいります。また、査定等

を含めた買取業務の完全内製化をすすめ、収益力の向上を図ってまいります。

ⅳ）ＢtoＦ戦略（お客様をファン化する（Business to Fan））

お客様とのエンゲージメントを重視し、お客様からお客様へのご紹介につながる活動を強化してまいります。既存顧客との信頼関係構築を通じて新規顧客が創造される好循環により、顧客化の推進と基盤の拡大を図ってまいります。

② 連結子会社ＡｂＨｅｒｉ（アベリ）

次期においては、2025年８月期に出店いたしました大阪店を関西圏の旗艦店舗とするべく、引き続き顧客開拓とプロモーションの強化に努めてまいります。また、台湾への進出についても、調査・交渉段階から販売段階への移行を進めてまいります。

③ 連結子会社Ｎｏ．（ナンバードット）

設立３年目にあたる当期においては、イベント催事を中心に販売の強化に努めてまいりました。今後においては引き続きイベント催事、ポップアップ店舗によるブランド認知と販路拡大に努めてまいります。

④継続企業の前提に関する重要事象等

当社グループは、2022年８月期以降の急激な円安進行・物価高騰によりインポートブランド品の販売が落ち込み、不採算店舗の閉店も進めた結果、2023年８月期以降、継続して、営業損失、経常損失、親会社株主に帰属する当期純損失を計上しております。当連結会計年度においても営業損失、経常損失、親会社株主に帰属する当期純損失を計上しております。また、取引金融機関に対して借入金の条件変更について、継続してご支援いただいている期間であることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在すると認識しております。

当社グループはこのような状況に対し、（１）当連結会計年度の事業の状況に記載いたしましたように、ヴィンテージ商品の展開を拡大し、買取事業も取扱い店舗数を29店舗にまで拡大させ、宝飾・地金商品及びカジュアルブランド商品の強化も継続的に推進しております。

また、ＡｂＨｅｒｉの大阪店を主力旗艦店とするべく顧客作りと販売力の向上に努め、Ｎｏ．においては催事開催を中心にブランド力の向上に努める等、早期の黒字化へ向けての取組みを推進しております。

一方、資金面においては、当連結会計年度末において、現金及び預金905,034千円となっております。

今後の安定的な事業継続に必要な資金繰りを維持するため、当社は取引金融機関に対して借入金の元本返済に係る条件変更の申し入れを行い、各金融機関の同意をいただいており、すべての取引金融機関と継続して協議する協調体制を構築しております。メインバンクである株式会社千葉銀行を中心に取引金融機関と緊密な関係を維持しており、今後も継続的な支援が得られるものと考えております。

さらに、当期における資金調達として、2025年10月17日の取締役会において、

第三者割当による第13回新株予約権（行使価額修正条項付）（以下、「第13回新株予約権」といいます。）及び第１回無担保普通社債の発行（以下「第１回社債」といいます。）について決議し、11月４日付で第13回新株予約権及び第１回社債を発行いたしました。

第13回新株予約権については、2026年２月４日をもって行使が全て完了したことにより、当連結会計年度において、2025年８月期末から資本金及び資本準備金がそれぞれ162,670千円増加いたしました。

加えて、2026年６月９日付けの取締役会において、第三者割当による第14回新株予約権（行使価額修正条項付）（以下、「第14回新株予約権」といいます。）及び第２回無担保普通社債の発行（以下「第２回社債」といいます。）について決議し、６月25日付で第14回新株予約権及び第２回社債を発行いたしました。

第14回新株予約権については、当連結会計年度末までに4,300個（430,000株）の権利行使が行われたことで、当連結会計年度において、2025年８月期末から資本金及び資本準備金がそれぞれ78,349千円増加いたしました。

また、「重要な後発事象に関する注記」に記載のとおり、2026年10月７日に第14回新株予約権1,700個（170,000株）の権利行使が行われたことにより、資本金及び資本準備金がそれぞれ26,029千円増加いたしました。

以上により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在するものの、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないものと判断しております。

（５）財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況

区分＼期別	第33期	第34期	第35期	第36期（当連結会計年度）
	2023年８月期	2024年８月期	2025年８月期	2026年８月期
売上高（千円）	12,742,594	10,780,967	8,841,449	8,257,267
経常損失（△）（千円）	△243,762	△186,916	△435,620	△289,393
親会社株主に帰属する当期純損失(△)（千円）	△668,051	△459,062	△808,614	△406,908
１株当たり当期純損失(△)（円）	△263.44	△180.39	△317.59	△135.72
総資産額（千円）	9,093,801	7,052,086	5,650,695	5,638,574
純資産額（千円）	1,503,472	1,015,650	198,928	263,809
１株当たり純資産額（円）	572.01	381.89	60.96	62.01

② 当社の財産及び損益の状況

区分＼期別	第33期	第34期	第35期	第36期（当事業年度）
	2023年８月期	2024年８月期	2025年８月期	2026年８月期
売上高（千円）	12,359,060	10,232,154	8,408,912	7,757,118
経常損失（△）（千円）	△289,235	△260,796	△366,925	△254,067
当期純損失(△)（千円）	△683,955	△496,167	△818,013	△436,324
１株当たり当期純損失(△)（円）	△269.71	△194.97	△321.28	△145.54
総資産額（千円）	8,907,241	6,836,146	5,360,995	5,287,309
純資産額（千円）	1,487,569	962,641	136,520	171,986
１株当たり純資産額（円）	565.76	361.04	36.44	36.31

（６）重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会　社　名	資　本　金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社ＡｂＨｅｒｉ	49,500千円	100％	宝飾・貴金属の製造、卸売、小売業
株式会社Ｎｏ．	50,000千円	100％	貴金属製品、装身具の企画、開発、製造、卸売、小売業、輸出入

（７）主要な事業内容（2026年８月31日現在）

当社グループは株式会社ハピネス・アンド・ディ、株式会社ＡｂＨｅｒｉ及び株式会社Ｎｏ．で構成されております。

① 株式会社ハピネス・アンド・ディは、インポートブランドを中心とした宝飾品・地金商品、時計及びバッグ・小物等の販売であり、主として大都市周辺部及び地方都市の大型ショッピングセンターに、セレクトショップとして「ハピネス」、「GINZA Happiness」の店舗を出店しております。また、純金ジュエリーブランド「JUNGOLD」の販売、オリジナルブランド商品として、ｈ＆ｄを展開しております。

② 株式会社ＡｂＨｅｒｉは、ジュエリーを自社工房でデザインから一貫して製作し、卸売りに加えて都市型直営店及び通販サイトでの販売において、強いブランド力を有しております。

③ 株式会社Ｎｏ．は、ジュエリーの新規事業として2023年10月に設立いたしました。初年度は市場調査・商品企画を中心に展開し、2024年11月にブランドローンチいたしました。

（8）主要な事業所

（2026年８月31日現在）

①当社

地域	事業所の名称	所　在　地
本　社		東京都中央区
北海道地区（４店舗）	ハピネス札幌苗穂店	北海道札幌市東区　イオンモール札幌苗穂内
	ハピネス帯広店	北海道帯広市　イオン帯広内
	ハピネス北見店	北海道北見市　イオン北見内
	ハピネス釧路店	北海道釧路郡釧路町　イオン釧路内
東北地区（９店舗）	ハピネス下田店	青森県上北郡おいらせ町　イオンモール下田内
	ハピネスつがる柏店	青森県つがる市　イオンモールつがる柏内
	ハピネス盛岡店	岩手県盛岡市　イオンモール盛岡内
	ハピネス名取店	宮城県名取市　イオンモール名取内
	ハピネス新利府店	宮城県宮城郡利府町　イオンモール新利府内
	ハピネス石巻店	宮城県石巻市　イオンモール石巻内
	ハピネスいわき小名浜店	福島県いわき市　イオンモールいわき小名浜内
	ハピネス秋田店	秋田県秋田市　イオンモール秋田内
	ハピネス大曲店	秋田県大仙市　イオンモール大曲内
関東地区（16店舗）	ハピネスパルナ店	茨城県稲敷市　パルナＳＣ内
	ハピネス下妻店	茨城県下妻市　イオンモール下妻内
	ハピネス水戸店	茨城県水戸市　イオンモール水戸内原内
	ハピネスつくば店	茨城県つくば市　イオンモールつくば内
	ハピネス高崎店	群馬県高崎市　イオンモール高崎内
	GINZA Happiness 前橋店	群馬県前橋市　けやきウォーク前橋内
	ハピネス羽生店	埼玉県羽生市　イオンモール羽生内
	ハピネス越谷店	埼玉県越谷市　イオンレイクタウンkaze内
	ハピネス東松山店	埼玉県東松山市　ピオニウォーク東松山内
	ハピネス春日部店	埼玉県春日部市　イオンモール春日部内
	ハピネス川口店	埼玉県川口市　イオンモール川口内

地域	事業所の名称	所　在　地
	GINZA Happiness 富士見店	埼玉県富士見市　ららぽーと富士見内
	ハピネス成田店	千葉県成田市　イオンモール成田内
	ハピネス木更津店	千葉県木更津市　イオンモール木更津内
	ハピネスむさし村山店	東京都武蔵村山市　イオンモールむさし村山内
	ハピネス日の出店	東京都西多摩郡日の出町　イオンモール日の出内
中部地区（９店舗）	ハピネス長岡店	新潟県長岡市　リバーサイド千秋内
	ハピネス高岡店	富山県高岡市　イオンモール高岡内
	ハピネス新小松店	石川県小松市　イオンモール新小松内
	ハピネス白山店	石川県白山市　イオンモール白山内
	ハピネス松本店	長野県松本市　イオンモール松本内
	ハピネス甲府昭和店	山梨県中巨摩郡昭和町　イオンモール甲府昭和内
	GINZA Happiness 磐田店	静岡県磐田市　ららぽーと磐田内
	ハピネス名古屋茶屋店	愛知県名古屋市港区　イオンモール名古屋茶屋内
	ハピネス豊川店	愛知県豊川市　イオンモール豊川内
関西地区（４店舗）	ハピネス久御山店	京都府久世郡久御山町　イオンモール久御山内
	ハピネス泉南店	大阪府泉南市　イオンモールりんくう泉南内
	ハピネス四條畷店	大阪府四條畷市　イオンモール四條畷内
	ハピネス津南店	三重県津市　イオンモール津南内
中国・四国地区（３店舗）	ハピネス倉敷店	岡山県倉敷市　イオンモール倉敷内
	ハピネス岡山店	岡山県岡山市北区　イオンモール岡山内
	ハピネス高知店	高知県高知市　イオンモール高知内

地域	事業所の名称	所　在　地
九州・沖縄地区（７店舗）	ハピネス八幡東店	福岡県北九州市八幡東区　イオンモール八幡東内
	ハピネス直方店	福岡県直方市　イオンモール直方内
	ハピネス筑紫野店	福岡県筑紫野市　イオンモール筑紫野内
	ハピネス大分店	大分県大分市　パークプレイス大分内
	ハピネス宮崎店	宮崎県宮崎市　イオンモール宮崎内
	ハピネス鹿児島店	鹿児島県鹿児島市　イオンモールKAGOSHIMA BAY内
	ハピネス沖縄ライカム店	沖縄県中頭郡北中城村　イオンモール沖縄ライカム内
合計	52店舗	

②子会社

株式会社ＡｂＨｅｒｉ

地域	事業所の名称	所　在　地
本　社		東京都千代田区
全国（３店舗）	アベリ銀座店	東京都中央区　GINZA SIX内
	アベリ大阪店	大阪府大阪市北区　グラングリーン大阪南館内
	アベリ福岡店	福岡県福岡市中央区　レソラ天神内

株式会社Ｎｏ．

地域	事業所の名称	所　在　地
本　社		東京都中央区

（9）従業員の状況（2026年８月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
253（ 48）名	63名減（19名減）

（注）従業員数は就業人員であり、臨時従業員は総労働時間を１日８時間/人で換算し、（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
232（46）名	51名減（18名減）	42.0歳	9.4年

（注）取締役８名は含まれておりません。臨時従業員数は総労働時間を１日８時間/人で換算し、（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

（10）主要な借入先の状況

（2026年８月31日現在）

借入先	借入金残高
株式会社千葉銀行	991,595千円
株式会社商工組合中央金庫	595,500千円
株式会社三井住友銀行	580,000千円
株式会社みずほ銀行	339,948千円
株式会社京葉銀行	304,214千円

（11）その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、ＣＳＲ（企業の社会的責任）活動の一環として、ＮＰＯ法人 児童虐待防止全国ネットワークが総合窓口である、子ども虐待防止のための広報・啓発活動「オレンジリボン運動」を支援しており、オリジナルブランド商品の一部については、バングラデシュの工場への生産委託、海洋プラスチックを再生した商品の開発を行うなど、社会問題の解決を図る商品開発にも取り組んでおります。

２．会社の株式に関する事項（2026年８月31日現在）

（１）発行可能株式総数　　6,400,000株

（２）発行済株式の総数　　3,621,600株

（３）株主数　　5,978名

（４）大株主（上位10名）

株　　主　　名	持　株　数	持株比率
田　泰夫	658,200株	18.41%
田　篤史	442,500	12.38
ＭＬＩ ＦＯＲ ＣＬＩＥＮＴ ＧＥＮＥＲＡＬ ＯＭＮＩ ＮＯＮ ＣＯＬＬＡＴＥＲＡＬ ＮＯＮ ＴＲＥＡＴＹ－ＰＢ	135,400	3.78
野村　正治	107,000	2.99
田　啓子	70,000	1.95
ＢＯＦＡＳ ＩＮＣ ＳＥＧＲＥＧＡＴＩＯＮ ＡＣＣＯＵＮＴ	32,600	0.91
前原　聡	18,700	0.52
服部　誠	18,500	0.51
ＢＮＹＭ ＳＡ／ＮＶ ＦＯＲ ＢＮＹＭ ＦＯＲ ＢＮＹＭ ＧＣＭ ＣＬＩＥＮＴ ＡＣＣＴＳ Ｍ ＩＬＭ ＦＥ	17,400	0.48
ハピネス・アンド・ディ従業員持株会	15,700	0.43

（注）１　当社は、自己株式を47,622株保有しておりますが、上記大株主から除外しております。
　　２　持株比率は自己株式を控除して算出しております。

（５）当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に交付した株式の状況

該当事項はありません。

（６）その他株式に関する重要事項

発行済株式の総数は、2025年11月４日を払込期日とする第13回新株予約権の権利行使による600,000株、2026年６月25日を払込期日とする第14回新株予約権の権利行使による430,000株の合計1,030,000株増加しております。

３．新株予約権等の状況

（１）当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付した新株予約権等の状況

		第１回新株予約権	第２回新株予約権
発行決議日		2013年１月11日	2014年１月14日
新株予約権の数		47個	47個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式　　9,400株 （新株予約権１個につき200株） （注）１	普通株式　　9,400株 （新株予約権１個につき200株）
新株予約権の払込金額		１円	１円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権１個当たり143,900円 （１株当たり719.5円）（注）１	新株予約権１個当たり144,800円 （１株当たり724円）
権利行使期間		2013年２月１日から 2043年１月31日まで	2014年２月１日から 2044年１月31日まで
行使の条件		（注）２	（注）２
役員の保有状況	取締役（監査等委員である取締役を除く）	新株予約権の数　　47個 目的となる株式数　　9,400株 保有者数　　２名	新株予約権の数　　47個 目的となる株式数　　9,400株 保有者数　　２名

（注）１　2013年６月27日開催の取締役会決議により、2013年９月１日付で１株を２株とする株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」が調整されております。

２　取締役、執行役員及び使用人のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使できるものとします。

		第３回新株予約権	第４回新株予約権
発行決議日		2015年１月14日	2016年１月13日
新株予約権の数		47個	42個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式　9,400株 （新株予約権１個につき200株）	普通株式　8,400株 （新株予約権１個につき200株）
新株予約権の払込金額		１円	１円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権１個当たり125,000円 （１株当たり625円）	新株予約権１個当たり108,200円 （１株当たり541円）
権利行使期間		2015年１月31日から 2045年１月30日まで	2016年１月30日から 2046年１月29日まで
行使の条件		（注）	（注）
役員の保有状況	取締役（監査等委員である取締役を除く）	新株予約権の数　47個 目的となる株式数　9,400株 保有者数　２名	新株予約権の数　42個 目的となる株式数　8,400株 保有者数　２名

（注）取締役、執行役員及び使用人のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使できるものとします。

		第５回新株予約権	第７回新株予約権
発行決議日		2017年１月13日	2017年12月12日
新株予約権の数		42個	34個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式　8,400株 （新株予約権１個につき200株）	普通株式　6,800株 （新株予約権１個につき200株）
新株予約権の払込金額		１円	１円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権１個当たり97,700円 （１株当たり488.5円）	新株予約権１個当たり272,000円 （１株当たり1,360円）
権利行使期間		2017年２月１日から 2047年１月31日まで	2018年１月11日から 2048年１月10日まで
行使の条件		（注）	（注）
役員の保有状況	取締役（監査等委員である取締役を除く）	新株予約権の数　42個 目的となる株式数　8,400株 保有者数　２名	新株予約権の数　34個 目的となる株式数　6,800株 保有者数　２名

（注）取締役、執行役員及び使用人のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使できるものとします。

		第10回新株予約権
発行決議日		2018年12月11日
新株予約権の数		94個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式　9,400株 （新株予約権１個につき100株）
新株予約権の払込金額		１円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権１個当たり49,700円 （１株当たり497円）
権利行使期間		2019年１月10日から 2049年１月９日まで
行使の条件		（注）
役員の保有状況	取締役（監査等委員である取締役を除く）	新株予約権の数　94個 目的となる株式数　9,400株 保有者数　２名

（注）取締役、執行役員及び使用人のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使できるものとします。

（２）当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

（３）その他新株予約権等の状況

2023年10月12日開催の取締役会決議に基づき発行した第11回新株予約権及び第12回新株予約権

	第11回新株予約権	第12回新株予約権
割当日	2023年10月30日	2023年10月30日
新株予約権の数	2,900個	3,000個
発行価額	総額1,524,000円 （本新株予約権１個につき508円）	総額264,000円 （本新株予約権１個につき88円）

行使価額及び行使価額の修正条件	当初行使価額 本新株予約権 1,200円 本新株予約権については、当社は、資金調達のため必要と判断した場合、当社取締役会の決議により、本新株予約権を行使価額修正型の新株予約権に転換することができ、かかる転換権の行使後は本新株予約権に係る行使価額の修正を行うことができるものとします。この場合の行使価額は、本新株予約権の発行要項第17項に定める本新株予約権の各行使請求の効力発生日（以下、本新株予約権の発行要項第17項に定める本新株予約権の各行使請求の効力発生日を「修正日」といいます。）の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の90％に相当する金額の１円未満の端数を切り上げた金額（以下、「修正日価額」といいます。）が、当該修正日の直前に有効な行使価額を１円以上上回る場合または下回る場合には、当該修正日の翌日以降、当該修正日価額に修正されます。但し、修正日にかかる修正後の行使価額が712円（以下、「下限行使価額」といい、本新株予約権の発行要項第10項の規定を準用して調整されます。）を下回ることとなる場合には行使価額は下限行使価額とします。 「取引日」とは、東京証券取引所において売買立会が行われる日をいいます。	当初行使価額 本新株予約権 1,500円 本新株予約権については、当社は、資金調達のため必要と判断した場合、当社取締役会の決議により、本新株予約権を行使価額修正型の新株予約権に転換することができ、かかる転換権の行使後は本新株予約権に係る行使価額の修正を行うことができるものとします。この場合の行使価額は、本新株予約権の発行要項第17項に定める本新株予約権の各行使請求の効力発生日（以下、本新株予約権の発行要項第17項に定める本新株予約権の各行使請求の効力発生日を「修正日」といいます。）の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の90％に相当する金額の１円未満の端数を切り上げた金額（以下、「修正日価額」といいます。）が、当該修正日の直前に有効な行使価額を１円以上上回る場合または下回る場合には、当該修正日の翌日以降、当該修正日価額に修正されます。但し、修正日にかかる修正後の行使価額が712円（以下、「下限行使価額」といい、本新株予約権の発行要項第10項の規定を準用して調整されます。）を下回ることとなる場合には行使価額は下限行使価額とします。 「取引日」とは、東京証券取引所において売買立会が行われる日をいいます。
行使期間	2023年10月31日から 2026年10月30日まで	2023年10月31日から 2026年10月30日まで
募集又は割当方法	三田証券株式会社に対して第三者割当の方法によって行います。	三田証券株式会社に対して第三者割当の方法によって行います。

（注）2025年11月11日付で、残存する第11回及び第12回新株予約権の全部を取得するとともに、取得後ただちに全部を消却いたしました。

2025年10月17日開催の取締役会決議に基づき発行した第13回新株予約権

	第13回新株予約権
割当日	2025年11月４日
新株予約権の数	6,000個（新株予約権１個につき普通株式100株）
発行価額	総額1,260,000円 （新株予約権１個当たり210円）
行使価額及び行使価額の修正条件	当初行使価額は、631円とします。 2025年11月４日以降、本新株予約権の各行使請求の通知が行われた日（以下「修正日」といいます。）の属する週の前週の最終取引日（以下「修正基準日」といいます。）の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の90％に相当する金額の小数第１位未満の端数を切り上げた金額（以下「修正基準日価額」といいます。）が、当該修正基準日の直前に有効な行使価額を 0.1円以上上回る場合又は下回る場合には、行使価額は、当該修正日以降、当該修正基準日価額に修正されます（修正後の行使価額を以下「修正後行使価額」といいます。）。なお、修正後行使価額の算出において、修正基準日から修正日までの間に本新株予約権の発行要項第11項記載の行使価額の調整事由が生じた場合は、修正後行使価額は当該事由を勘案して調整されます。なお、「取引日」とは、東京証券取引所において売買立会が行われる日をいいます。但し、かかる算出の結果、修正後行使価額が 351円(本新株予約権の発行要項第11項の規定を準用して調整されます。)を下回ることとなる場合には、修正後行使価額は下限行使価額とします。
行使期間	2025年11月５日（当日を含む。）から2027年11月４日（当日を含む。）までです。 なお、行使期間最終日が取引日でない場合はその前取引日を最終日とします。但し、以下の期間については、行使請求をすることができないものとされます。 ① 振替機関が本新株予約権の行使の停止が必要であると認めた日 ② 本新株予約権の発行要項第14項に定める組織再編行為をするために本新株予約権の行使の停止が必要である場合であって、当社が、行使請求を停止する期間(当該期間は１か月を超えないものとする。)その他必要事項を当該期間の開始日の１か月前までに本新株予約権者に通知した場合における当該期間
募集又は割当方法	割当予定先との協議を行った結果、第三者割当の方法により、以下のとおり割り当てます。 LCAO　4,200個 MAP246　600個 BEMAP　1,200個

（注）当事業年度においてすべて行使されております。

2026年６月９日開催の取締役会決議に基づき発行した第14回新株予約権

	第14回新株予約権
割当日	2026年６月25日
新株予約権の数	6,000個（新株予約権１個につき普通株式100株）
発行価額	総額678,000円 （新株予約権１個当たり113円）
行使価額及び行使価額の修正条件	当初行使価額は、462円とします。 2026年６月26日以降、本新株予約権の各行使請求の通知が行われた日（以下「修正日」といいます。）の属する週の前週の最終取引日（以下「修正基準日」といいます。）の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の90％に相当する金額の小数第１位未満の端数を切り上げた金額（以下「修正基準日価額」といいます。）が、当該修正基準日の直前に有効な行使価額を 0.1円以上上回る場合又は下回る場合には、行使価額は、当該修正日以降、当該修正基準日価額に修正されます（修正後の行使価額を以下「修正後行使価額」といいます。）。なお、修正後行使価額の算出において、修正基準日から修正日までの間に本新株予約権の発行要項第11項記載の行使価額の調整事由が生じた場合は、修正後行使価額は当該事由を勘案して調整されます。なお、「取引日」とは、東京証券取引所において売買立会が行われる日をいいます。但し、かかる算出の結果、修正後行使価額が 257円(本新株予約権の発行要項第11項の規定を準用して調整されます。)を下回ることとなる場合には、修正後行使価額は下限行使価額とします。
行使期間	2026年６月26日（当日を含む。）から2027年６月25日（当日を含む。）までです。 なお、行使期間最終日が取引日でない場合はその前取引日を最終日とします。但し、以下の期間については、行使請求をすることができないものとされます。 ① 振替機関が本新株予約権の行使の停止が必要であると認めた日 ② 本新株予約権の発行要項第 14 項に定める組織再編行為をするために本新株予約権の行使の停止が必要である場合であって、当社が、行使請求を停止する期間(当該期間は１か月を超えないものとする。)その他必要事項を当該期間の開始日の１か月前までに本新株予約権者に通知した場合における当該期間
募集又は割当方法	割当予定先との協議を行った結果、第三者割当の方法により、以下のとおり割り当てます。 LCAO　4,440個 MAP246　480個 BEMAP　1,080個

（注）当社は、2026年６月９日の取締役会決議に基づき、2026年６月25日に発行いたしました第14回新株予約権について、当事業年度及び2026年10月７日において、そのすべてが行使されております。詳細は、連結注記表「10. 重要な後発事象に関する注記（第三者割当による新株予約権の行使（行使価額修正条項付））」をご参照ください。

4．会社役員に関する事項

（1）取締役の氏名等

（2026年８月31日現在）

氏　　名	地位及び担当	重要な兼職の状況
田　　泰　　夫	代表取締役会長	―
前　　原　　聡	代表取締役社長	ジット株式会社　社外取締役 株式会社ＡｂＨｅｒｉ　代表取締役社長 株式会社Ｎｏ．　取締役 一般財団法人JIT石坂財団　理事
田　　篤　　史	取締役社長室長	―
丸　　山　　誠	取締役管理部長	―
平　住　明　子	取締役商品本部長	―
庄　　司　　匡	取締役（常勤監査等委員）	―
久　保　達　弘	取締役（監査等委員）	松田綜合法律事務所パートナー弁護士
太　田　美　和　子	取締役（監査等委員）	太田美和子税理士事務所　代表

（注）１　取締役（監査等委員）久保達弘氏及び太田美和子氏は、社外取締役であります。
２　取締役（監査等委員）久保達弘氏は、松田綜合法律事務所パートナー弁護士であり、企業法務に関する相当程度の知見を有するものであります。
３　取締役（監査等委員）太田美和子氏は、税理士であり、税理士事務所を経営しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
４　当社は、会社法第427条第１項の規定により、取締役（常勤監査等委員）庄司匡氏並びに取締役（監査等委員）久保達弘氏及び太田美和子氏との間に同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令が規定する額となっております。
５　情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、庄司匡氏を常勤の監査等委員として選定しております。
６　取締役（監査等委員）久保達弘氏及び太田美和子氏は、東京証券取引所規則に定める独立役員として同取引所に届け出ております。
７　平住明子氏は、旧姓かつ職業上使用している氏名を上記の通り表記しておりますが、戸籍上の氏名は三島明子であります。
８　当社は、保険会社との間で会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険（Ｄ＆Ｏ保険）契約を締結しております。同保険の被保険者の範囲は、当社および当社子会社の取締役、執行役員、管理職従業員、社外派遣役員、退任役員であり、補填対象とされる保険事故は、被保険者が職務の執行に関し負担することになる法律上の損害賠償金や訴訟費用等の損害を填補することとしております。ただし法令違反の行為のあることを認識して行った行為に起因して生じた損害等は填補されないなど、一定の免責事由があります。保険料は全額、当社が負担しております。

（2）取締役の報酬等

①　役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年２月16日開催の取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、「取締役」という。）の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりであります。

イ．目的

取締役の報酬は、取締役に適切な職務執行のインセンティブを付与する手段となりうることから、報酬の決定プロセスの透明化を図り、適切なインセンティブとしての機能を向上させることを目的とする。

ロ．報酬体系

A．報酬の種類

取締役の報酬の種類は、固定報酬及び役員賞与並びに譲渡制限付株式報酬とする。

固定報酬は、各取締役の地位や職責を基本に個別評価を加えて決定する。

役員賞与は、年度の業績、目標達成水準等を勘案して決定する。

譲渡制限付株式報酬は、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主との一層の価値共有を進めることを目的とし、各取締役の地位や職責を基本に個別評価を加えて決定する。

B．種類ごとの比率

株主総会において報酬限度額は、金銭報酬（固定報酬と役員賞与）が年額150,000千円以内、譲渡制限付株式報酬が年額20,000千円以内と決議されていることから、実際の付与にあたってはこの比率7.5：1を目安とする。

ハ．報酬の決定プロセス

取締役の報酬の額は、固定報酬及び役員賞与並びに譲渡制限付株式報酬いずれも、株主総会において決定された報酬総額の範囲内において取締役会において決定する。個人別の報酬額については、取締役会決議にもとづき、代表取締役会長に委任するものとし、代表取締役会長は、業績、個人の貢献度等を総合的に勘案し、個人別の報酬を決定する。

ニ．報酬を与える時期

取締役の報酬を与える時期は、固定報酬は取締役選任に係る定時株主総会直後の臨時取締役会において決定し、役員賞与は支給月の前月の取締役会にて決定する。譲渡制限付株式報酬は取締役が職務執行を開始する日から１か月を経過する日までに付与株式数を決議し、当該決議の日から１か月を経過するまでに付与するものとする。

ホ．今後の対応

法令改正の趣旨を踏まえて、取締役の報酬決定に係る透明性をいっそう高めるための検討を継続する。

② 当事業年度に係る報酬等の総額等

区　分	報酬等の総額（千円）	報酬等の種類別の総額（千円）			対象となる役員の員数（名）
		固定報酬	賞与	譲渡制限付株式	
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	38,512 （－）	38,512 （－）	－ （－）	－ （－）	5 （－）
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	11,680 （6,880）	11,680 （6,880）	－ （－）	－ （－）	3 （2）
合　計 （うち社外役員）	50,192 （6,880）	50,192 （6,880）	－ （－）	－ （－）	8 （2）

（注）1　取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は、2018年11月29日開催の第28回定時株主総会において、年額150,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く）の員数は、５名です。また別枠で、2019年11月28日開催の第29回定時株主総会において、年額20,000千円以内の範囲で譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することにつき、決議をいただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）の員数は、５名です。

3　取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2018年11月29日開催の第28回定時株主総会において、年額15,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員）の員数は、３名です。

4　取締役会は、代表取締役会長田泰夫氏に対し、各取締役の固定報酬の額、各取締役の担当部門の業績等を踏まえた賞与及び譲渡制限付株式（監査等委員である取締役を除く。）の評価配分の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ、各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。

（3）社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該法人等との関係

・取締役久保達弘氏は松田綜合法律事務所パートナー弁護士を兼務しております。なお、当社と同法律事務所との間には、委任契約の取引関係がありますが、同氏は当社の委任業務には関与しておらず、取引の規模や性質に照らして、同氏の独立性に影響を及ぼす恐れはないと判断しております。

・取締役太田美和子氏は、太田美和子税理士事務所代表を兼務しております。なお当社と当該法人等との間に資本関係及び取引関係はありません。

② 当事業年度における主な活動

	出席状況、発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役 久保　達弘	当事業年度に開催された取締役会16回及び監査等委員会16回全てに出席いたしました。 弁護士としての専門的見地から議案審議等に必要な発言を適宜行っているほか、人事労務を含めた法務全般にわたる監査を行う等、期待される役割について、その責務を充分に果たしております。また、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っており、監査等委員会において、当社のコンプライアンス体制等について、適宜必要な発言を行っております。
社外取締役 太田　美和子	当事業年度に開催された取締役会16回及び監査等委員会16回全てに出席いたしました。 税理士としての専門的見地から議案審議等に必要な発言を適宜行っているほか、決算監査及び内部統制の運用状況監査を行う等、期待される役割について、その責務を充分に果たしております。また、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っており、監査等委員会において、当社の経理システム並びに内部監査等について、適宜必要な発言を行っております。

５．会計監査人の状況

（１）会計監査人の名称

監査法人Bloom

（注）当社の会計監査人でありましたESネクスト有限責任監査法人は、2025年11月29日開催の第35回定時株主総会終結の時をもって退任いたしました。

（２）当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当社の当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額　31,000千円

（注）上記の報酬等の額は、会社法上の監査と金融商品取引法上の監査について監査法人との契約において明確に区分せず、かつ、実質的にも区分出来ないため、双方あわせて記載しております。

（３）会計監査人の報酬等に対して監査等委員会が同意をした理由

監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

（４）非監査業務の内容

該当事項はありません。

（５）会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

６．業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

（１）業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社は、業務の適正を確保するための体制として、「内部統制システムの整備に関する基本方針」を定めておりますが、2018年11月29日に監査等委員会設置会社へ移行したことに伴い、同日の取締役会において、同基本方針を改定する決議を行っております。また、2023年７月12日の取締役会にて企業集団における業務の適正を確保するための体制について、一部改定を行っております。概要はつぎのとおりです。

１．取締役及び使用人の職務が法令及び定款に適合することを確保するための体制

①取締役及び従業員が法令及び定款を遵守し、倫理観を持って事業活動を行う企業風土を確立するため、「コンプライアンス規程」をはじめ関連諸規程を定める。

②法令及び定款遵守の実効性を確保するため、取締役会の下に設けられたリスク管理委員会を中心にコンプライアンスの推進を図る。

③内部監査室は、法令及び定款の遵守体制の有効性について内部監査を行い、適宜改善事項を指示し、その是正、改善を図る。

④法令違反行為等に関する従業員からの内部通報に対しては、速やかに適切な処置をとり、違反行為の早期発見と是正を図る。

⑤反社会的勢力とは取引関係も含めて一切の関係を持たない。反社会的勢力からの不当要求に対しては、「反社会的勢力対策規程」に則り、毅然とした対応をとる。

２．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

①取締役の職務の執行に係る情報は、文書化（電磁的記録を含む。）のうえ、経営判断等に用いた関連資料とともに、「文書管理規程」に基づき適切に保存、管理する。

②株主総会議事録、取締役会議事録、経営会議議事録、事業運営上の重要事項に関する決裁書類など取締役の職務の執行に必要な文書については、取締役が常時閲覧できるように検索可能性の高い方法で保存、管理する。

③情報セキュリティについては、「情報セキュリティ管理規程」に基づいてセキュリティの確保を図るとともに、継続的にその改善を図る。

３．損失の危険の管理に関する規程その他の体制

①リスク管理体制の整備は、「リスク管理規程」に定めるリスク管理委員会を中心にその推進を図る。

②平時においては企業活動に関わるリスクを洗い出し、その対応策を社内規程やマニュアル等に定める。

③リスクが顕在化した場合には、「防災マニュアル」その他の定めに従って、迅速な対応を行う。

４．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

①「組織規程」、「業務分掌規程」等により、効率的な職務執行を確保するための分権を行う。

②取締役会は、原則として月１回定時に開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、

機動的な意思決定を行う。
③経営会議を原則月１回開催し、重要事項の事前協議等により、取締役会の職務執行の効率性を確保する。
④取締役及び執行役員は、職務執行状況を適宜取締役会に報告する。
５．当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
①当社が定める「関係会社管理規程」において、子会社の営業成績、財務状況その他の重要な情報について、当社への定期的な報告を義務付ける。
②上記報告体制を通じて、グループ全体の経営状況を把握し、業務の適正の確保、リスク管理体制の整備を図る。
③子会社の自主性を尊重するとともに、事業の内容及び規模に応じた適切な子会社支援を実施し、子会社の職務の執行が効率的に行われることを確保する。
④リスク管理委員会を中心に子会社を含むグループ全体のコンプライアンス推進を図る。また、内部通報制度の対象に子会社の役員及び従業員も含める。
６．監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びに当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性及び監査等委員会の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
①監査等委員会の職務を補助すべき従業員は、必要に応じてその人員を確保する。
②当該従業員は、監査等委員会の指揮命令に基づき業務を行う。
③当該従業員の人事異動、評価等については、監査等委員会の意見を尊重し対処する。
７．取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制及びその報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
①取締役及び従業員は、監査等委員会の求めに応じて、その職務の執行状況その他に関する報告を行う。
②取締役及び従業員は、業務執行に関する重要事項を遅滞なく監査等委員会に報告する。
③当社は、監査等委員会へ報告を行った取締役及び従業員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を取締役及び従業員に周知徹底する。
④監査等委員会が選定する監査等委員は、取締役会、経営会議のほか、重要な会議に出席することができる。
⑤重要な決裁書類は、監査等委員会が選定する監査等委員の閲覧に供する。
８．監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
　当社は、監査等委員がその職務の執行について、必要な費用の前払い等の請求をしたときは、速やかに当該費用または債務を処理する。
９．その他監査等委員会の監査が、実効的に行われることを確保するための体制
　代表取締役、会計監査人及び内部監査室は、定期的または必要に応じて監査等委員会と意見交換を行い、監査等委員会監査の実効性の確保に努める。

（2）業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、上記業務の適正を確保するための体制に関する決定内容に基づいて、その適切な運用に努めております。当事業年度における当該体制の運用状況の概要はつぎのとおりです。

1．コンプライアンス体制及びリスク管理体制

当社では、全社的なコンプライアンス、リスク管理に関する協議を行う機関として、代表取締役社長を委員長とするリスク管理委員会を定期的に開催いたしております。当事業年度は同委員会において、「買取業務」「サイバーリスク」「人員・採用」「地震・豪雨災害時の対応」等を議題といたしました。また、コンプライアンス意識のいっそうの向上を図るため、管理職研修等の場を通じて、継続的に教育・啓蒙に努めました。

2．監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役及び従業員は業務執行に関する重要事項を遅滞なく監査等委員会に報告するとともに、取締役は定期的または必要に応じて監査等委員会と意見交換を行い、監査等委員会監査の実効性を高めております。

7．株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、定めておりません。

連結貸借対照表

（2026年８月31日現在）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**4,926,074**	**流動負債**	**4,533,429**
現金及び預金	905,034	支払手形及び買掛金	354,649
受取手形	5,309	電子記録債務	82,414
売掛金	413,311	短期借入金	300,000
商品及び製品	3,147,457	１年内返済予定の長期借入金	3,168,591
仕掛品	11,577	未払法人税等	57,059
原材料及び貯蔵品	290,138	契約負債	230,066
その他	153,245	賞与引当金	75,083
固定資産	**712,499**	その他	265,565
有形固定資産	**152,411**	**固定負債**	**841,335**
建物及び構築物	118,475	長期借入金	523,769
リース資産	9,037	資産除去債務	275,898
その他	24,898	繰延税金負債	3,237
無形固定資産	**68,686**	その他	38,430
のれん	43,095	**負債合計**	**5,374,764**
その他	25,591	**純資産の部**	
投資その他の資産	**491,401**	**株主資本**	**214,573**
投資有価証券	41,481	**資本金**	**593,304**
敷金及び保証金	436,539	**資本剰余金**	**581,385**
繰延税金資産	10,719	**利益剰余金**	**△937,748**
その他	2,661	**自己株式**	**△22,368**
		その他の包括利益累計額	**7,032**
		その他有価証券評価差額金	**7,032**
		新株予約権	**42,203**
		純資産合計	**263,809**
資産合計	**5,638,574**	**負債及び純資産合計**	**5,638,574**

（注）金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（自　2025年９月１日
至　2026年８月31日）

（単位：千円）

科目	金	額
売上高		**8,257,267**
売上原価		**4,891,103**
売上総利益		**3,366,164**
販売費及び一般管理費		**3,610,585**
営業損失		**244,421**
営業外収益		
受取利息	1,730	
受取配当金	439	
為替差益	1,415	
受取手数料	178	
助成金収入	1,200	
その他	4,094	9,058
営業外費用		
支払利息	48,765	
その他	5,266	54,031
経常損失		**289,393**
特別利益		
投資有価証券売却益	60	
店舗閉鎖損失引当金戻入額	4,800	
違約金収入	5,180	10,040
特別損失		
減損損失	67,518	
固定資産除却損	133	
店舗閉鎖損失	803	
社債償還損	13,416	81,872
税金等調整前当期純損失		**361,225**
法人税、住民税及び事業税	47,797	
法人税等調整額	△2,115	45,682
当期純損失		**406,908**
親会社株主に帰属する当期純損失		**406,908**

（注）金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（自　2025年９月１日
　至　2026年８月31日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	**352,284**	**340,365**	**△530,839**	**△22,368**	**139,441**
当連結会計年度変動額					
親会社株主に帰属する当期純損失			△406,908		△406,908
新株予約権の行使	241,019	241,019			482,039
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)					－
当連結会計年度変動額合計	**241,019**	**241,019**	**△406,908**	**－**	**75,131**
当連結会計年度末残高	**593,304**	**581,385**	**△937,748**	**△22,368**	**214,573**

（単位：千円）

	その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	その他の包括利益累計額合計		
当連結会計年度期首残高	**15,737**	**15,737**	**43,748**	**198,928**
当連結会計年度変動額				
親会社株主に帰属する当期純損失				△406,908
新株予約権の行使				482,039
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)	△8,704	△8,704	△1,545	△10,249
当連結会計年度変動額合計	**△8,704**	**△8,704**	**△1,545**	**64,881**
当連結会計年度末残高	**7,032**	**7,032**	**42,203**	**263,809**

（注）金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

（2026年８月31日現在）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**4,449,401**	**流動負債**	**4,406,948**
現金及び預金	792,270	買掛金	347,896
売掛金	393,186	電子記録債務	82,414
仕掛品	171	短期借入金	300,000
商品及び製品	2,941,469	1年内返済予定の長期借入金	3,150,963
原材料及び貯蔵品	186,323	リース債務	3,528
前渡金	6,874	未払金	81,253
前払費用	45,047	未払費用	113,822
その他	187,058	未払法人税等	53,725
貸倒引当金	△103,000	契約負債	178,673
固定資産	**837,907**	預り金	8,304
有形固定資産	**84,172**	賞与引当金	68,240
建物	64,421	資産除去債務	3,498
構築物	0	その他	14,630
工具、器具及び備品	15,046	**固定負債**	**708,374**
リース資産	4,704	長期借入金	434,825
無形固定資産	**52,289**	リース債務	1,176
のれん	28,118	資産除去債務	260,436
ソフトウェア	24,171	長期未払金	8,699
投資その他の資産	**701,445**	繰延税金負債	3,237
投資有価証券	41,481	**負債合計**	**5,115,322**
関係会社株式	252,239	**純資産の部**	
出資金	50	**株主資本**	**122,750**
長期前払費用	1,089	**資本金**	**593,304**
敷金及び保証金	406,585	**資本剰余金**	**581,385**
		資本準備金	570,304
		その他資本剰余金	11,080
		利益剰余金	**△1,029,571**
		利益準備金	1,670
		その他利益剰余金	△1,031,241
		繰越利益剰余金	△1,031,241
		自己株式	**△22,368**
		評価・換算差額等	**7,032**
		その他有価証券評価差額金	**7,032**
		新株予約権	**42,203**
		純資産合計	**171,986**
資産合計	**5,287,309**	**負債及び純資産合計**	**5,287,309**

（注）金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

（自　2025年９月１日
　至　2026年８月31日）

（単位：千円）

科目	金	額
売上高		**7,757,118**
売上原価		**4,716,197**
売上総利益		**3,040,920**
販売費及び一般管理費		**3,260,313**
営業損失		**219,392**
営業外収益		
受取利息	1,585	
受取配当金	439	
業務受託料	7,771	
為替差益	1,415	
その他	3,235	14,448
営業外費用		
支払利息	46,808	
社債利息	1,083	
その他	1,230	49,122
経常損失		**254,067**
特別利益		
投資有価証券売却益	60	
店舗閉鎖損失引当金戻入額	4,800	
違約金収入	5,180	10,040
特別損失		
固定資産除却損	133	
減損損失	63,101	
社債償還損	13,416	
店舗閉鎖損失	181	
貸倒引当金繰入額	71,600	148,432
税引前当期純損失		**392,459**
法人税、住民税及び事業税	43,864	
法人税等調整額	－	43,864
当期純損失		**436,324**

（注）金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（自　2025年９月１日
至　2026年８月31日）

（単位：千円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	**352,284**	**329,284**	**11,080**	**340,365**	**1,670**	**△ 594,917**	**△ 593,247**	**△22,368**	**77,034**
当期変動額									
当期純損失						△436,324	△436,324		△436,324
新株予約権の行使	241,019	241,019		241,019					482,039
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									－
当期変動額合計	**241,019**	**241,019**	**－**	**241,019**	**－**	**△436,324**	**△436,324**	**－**	**45,715**
当期末残高	**593,304**	**570,304**	**11,080**	**581,385**	**1,670**	**△1,031,241**	**△1,029,571**	**△22,368**	**122,750**

（単位：千円）

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	**15,737**	**15,737**	**43,748**	**136,520**
当期変動額				
当期純損失				△436,324
新株予約権の行使				482,039
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	**△8,704**	**△8,704**	**△1,545**	**△10,249**
当期変動額合計	**△8,704**	**△8,704**	**△1,545**	**35,465**
当期末残高	**7,032**	**7,032**	**42,203**	**171,986**

（注）金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年10月27日

株式会社ハピネス・アンド・ディ
取 締 役 会　　御 中

監査法人Bloom
東京都千代田区
指定社員
業務執行社員　公認会計士　片岡　久依
指定社員
業務執行社員　公認会計士　大橋　嵩弘

監査意見
当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ハピネス・アンド・ディの2025年９月１日から2026年８月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。
当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ハピネス・アンド・ディ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年10月27日

株式会社ハピネス・アンド・ディ
取 締 役 会　　御 中

監査法人Bloom
東京都千代田区
指定社員
業 務 執 行 社 員　公認会計士 片岡　久依
指定社員
業 務 執 行 社 員　公認会計士 大橋　嵩弘

監査意見
当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ハピネス・アンド・ディの2025年９月１日から2026年８月31日までの第36期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査等委員会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査等委員会は、2025年９月１日から2026年８月31日までの第36期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

１．監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第１項第１号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

①　監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②　会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

（１）　事業報告等の監査結果

①　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③　内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても財務報告に係わる内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。監査等委員会は、コーポレートガバナンスの更なる強化の観点から、企業集団として内部統制システムの整備の充実、運用の効率化は必要であると認識しており、その状況の監視と検証を継続して行ってまいります。

（２）　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人Bloomの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

（３）　連結計算書類の監査結果

会計監査人監査法人Bloomの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年10月27日

株式会社ハピネス・アンド・ディ　監査等委員会

監査等委員（常勤）　庄司　匡　印

監査等委員　久保　達弘　印

監査等委員　太田　美和子　印

（注）　監査等委員　久保達弘及び太田美和子は、会社法第２条第15号及び第331条第６項に規定する社外取締役であります。

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）５名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（５名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役５名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、すべての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	でん　やすお 田　泰夫 （1947年10月24日生）	1967年11月　有限会社デン時計店（後に有限会社デンに社名変更）入社 1978年７月　同社取締役 1990年９月　当社設立　代表取締役社長 2019年11月　当社代表取締役会長（現任） 【取締役候補者の選任理由】 同氏は当社の創業者であり、代表取締役として長年にわたって経営の指揮を執り、業績の拡大など企業価値の向上に貢献されました。その豊富な経験と知識は、当社の経営に欠かせないものと判断し、取締役候補者といたしました。	658,200株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
2	まえはら　さとし 前　原　　聡 （1967年10月29日生）	1991年４月　株式会社富士銀行（現株式会社みずほ銀行）入行 2004年７月　みずほインベスターズ証券株式会社（現みずほ証券株式会社）出向 2012年９月　株式会社トライアルカンパニー入社 2014年10月　株式会社トライアル開発　代表取締役社長 2017年６月　株式会社トライアルカンパニー　取締役 2018年６月　同社専務取締役 2020年６月　当社入社　専務執行役員 2020年11月　当社専務取締役 2022年１月　ジットグループ株式会社　社外取締役 2022年12月　株式会社ＡｂＨｅｒｉ　代表取締役社長（現任） 2023年10月　株式会社Ｎｏ．　取締役（現任） 2024年７月　ジット株式会社　社外取締役（現任） 2025年６月　当社代表取締役社長（現任） 2026年８月　一般財団法人JIT石坂財団　理事（現任） （重要な兼職の状況） ジット株式会社　社外取締役 株式会社ＡｂＨｅｒｉ　代表取締役社長 株式会社Ｎｏ．　取締役 一般財団法人JIT石坂財団　理事 【取締役候補者の選任理由】 同氏は当社及び当社子会社の代表取締役社長であり、金融業界経験を活かし資金調達、Ｍ＆Ａ、新規事業などグループ戦略を含めた中心的業務を担っており、同氏の経験や見識が当社グループにおける企業価値の更なる向上を推進するために適任であると判断し、取締役候補者といたしました。	18,700株
3	でん　　あつし 田　　篤　史 （1972年11月13日生）	1992年４月　当社入社 2002年10月　当社取締役 2006年７月　当社常務取締役総務部長 2008年３月　当社取締役経営企画部長 2009年１月　当社取締役営業本部長 2015年９月　当社取締役事業推進部長 2018年１月　当社取締役情報推進部長 2019年11月　当社代表取締役社長 2023年９月　当社代表取締役社長兼営業本部長 2025年６月　当社取締役副社長 2025年11月　当社取締役社長室長（現任） 【取締役候補者の選任理由】 同氏は当社の取締役社長室長であり、長年にわたって営業、商品開発、経営企画など幅広い分野において要職を歴任しており、当社の営業部門・後方部門の両面に精通する見識は、当社の企業価値向上と持続的成長に貢献できる人材として適任であると判断し、取締役候補者といたしました。	442,500株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
4	まるやま　まこと 丸　山　　誠 （1979年１月29日生）	1997年４月　株式会社キムラヤ入社 2008年１月　当社入社 2010年12月　当社執行役員営業部副部長 2015年９月　当社商品部長 2017年９月　当社執行役員店舗開発部長 2021年11月　当社取締役社長室長兼店舗開発部長 2024年９月　当社取締役社長室長兼店舗開発部長兼営業部長 2025年６月　当社取締役管理部長 2026年９月　当社取締役管理本部長（現任） 【取締役候補者の選任理由】 同氏は、商品、店舗開発、経営企画、管理部と幅広い分野において要職を歴任しており、長年にわたって当社の事業戦略の要を担い成長に貢献しており、その見識と人脈は持続的成長の実現のために適任であると判断し、取締役候補者といたしました。	5,680株
5	みしま　あきこ 三　島　明　子 （平住　明子） （1983年７月５日生）	2007年２月　当社入社 2017年９月　当社商品部長 2020年６月　当社執行役員商品部長 2021年10月　執行役員営業戦略部長 2023年９月　当社執行役員商品本部長兼商品開発部長 2024年11月　当社取締役商品本部長（現任） 【取締役候補者の選任理由】 同氏は商品部長、商品開発部長、商品本部長等の経験と実績により商品戦略における高い能力と専門性を有しており、これらの幅広い知見とリーダーシップは当社の企業価値向上に必要不可欠であると判断し、取締役候補者といたしました。	980株

（注）１　各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
２　各候補者の所有する当社の株式数は、2026年８月31日現在のものであります。
３　取締役候補者田泰夫氏、田篤史氏は、それぞれ当社の大株主であり親会社等に当たります。
４　三島明子氏は、（）内に旧姓かつ職業上使用している氏名を上記の通り表記しております。戸籍上の氏名は三島明子であります。
５　当社は、保険会社との間で会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険（Ｄ＆Ｏ保険）契約を締結しております。同保険の被保険者の範囲は、当社および当社子会社の取締役、執行役員、管理職従業員、社外派遣役員、退任役員であり、補填対象とされる保険事故は、被保険者が職務の執行に関し負担することになる法律上の損害賠償金や訴訟費用等の損害を填補することとしております。ただし法令違反の行為のあることを認識して行った行為に起因して生じた損害等は填補されないなど、一定の免責事由があります。保険料は全額、当社が負担しております。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第２号議案　監査等委員である取締役３名選任の件

監査等委員である取締役全員（３名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役３名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましてはあらかじめ監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	しょうじ　まさし 庄　司　　匡 （1961年７月19日生）	1984年４月　野村證券株式会社　入社 2014年５月　株式会社トライアルカンパニー出向（部付き部長） 2018年６月　野村ヘルスケア・サポート＆アドバイザリー株式会社出向 2024年９月　当社顧問 2024年11月　当社取締役常勤監査等委員（現任） 【監査等委員である取締役候補者の選任理由】 同氏は証券会社の法人部門において、ＩＰＯ支援、上場企業に対する資金調達、Ｍ＆Ａ等の投資銀行業務と、その管理業務を長年に亘り担当、小売業での管理部門も経験しており、2024年11月の取締役常勤監査等委員就任以降、その専門的見地及び豊富な経験を当社の監査、監督に反映しております。過去直接会社経営に関与したことはありませんが、証券市場に精通した業務経験に基づく見識は、当社グループのガバナンス強化のために適任であると判断し、監査等委員である取締役候補者といたしました。	－株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
2	くぼ　たつひろ 久保　達弘 （1978年３月14日生）	2005年10月　弁護士登録（現在東京弁護士会） フレッシュフィールズ ブルックハウス デリンガー法律事務所　東京オフィス入所 2009年10月　三井物産株式会社法務部出向 （～2011年６月） 2011年８月　米国ペンシルベニア大学ロースクール留学 2012年５月　同ロースクール法学修士課程卒業 2012年９月　フレッシュフィールズ ブルックハウス デリンガー法律事務所　東京オフィス退所 2012年10月　松田綜合法律事務所入所 2016年４月　同法律事務所パートナー 弁護士（現任） 2022年11月　当社社外取締役監査等委員（現任） （重要な兼職の状況） 松田綜合法律事務所　パートナー弁護士 【監査等委員である社外取締役候補者の選任理由及び期待される役割の概要】 弁護士としての豊富な経験を有し、企業法務に精通しており、2022年11月の監査等委員である社外取締役就任以降、その専門的見地及び豊富な経験を当社の監査、監督に反映しております。 以上のことから、社外役員以外の方法で直接会社の経営に関与したことはありませんが、取締役の職務の執行を適切に監査、監督していただけるものと判断し、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。	－株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
3	おおた　みわこ 太　田　美和子 （1970年７月８日生）	1991年９月　富士通株式会社入社 1997年10月　ひまわり法律事務所入所 2002年10月　株式会社ブレインリード入社 2006年４月　株式会社リアル・フリート（現amadana株式会社）入社 2009年12月　東京港税理士法人（現プライム税理士法人）入所 2013年６月　株式会社ネスト入社（現任） 2014年１月　青山外苑会計事務所（現Aoyama Accounting税理士法人）入所 2014年12月　税理士試験５科目合格 2015年４月　長谷川正和税理士事務所入所（現ESネクスト税理士法人） 2015年６月　税理士登録（東京税理士会） 2017年５月　太田美和子税理士事務所　代表（現任） 2019年６月　東京税理士会京橋支部　幹事・委員受嘱（現任） 2021年６月　東京税理士会本会　委員受嘱 2023年11月　当社社外取締役監査等委員（現任） （重要な兼職の状況） 太田美和子税理士事務所　代表 【監査等委員である社外取締役候補者の選任理由及び期待される役割の概要】 過去に直接会社経営に関与した経験はありませんが、税理士として企業税務に精通しており、2023年11月の監査等委員である社外取締役就任以降、その専門的見地及び豊富な経験を当社の監査、監督に反映しております。 以上のことから、社外役員以外の方法で直接会社の経営に関与したことはありませんが、当社の経営全般の監督機能及び当社グループのガバナンス強化のために尽力いただけると判断し、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。	－株

（注）１　各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
２　当社は、会社法第427条第１項の規定により、取締役（監査等委員）庄司匡氏、久保達弘氏及び太田美和子氏との間に同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令が規定する額となっており、各氏の再任が承認された場合は、各氏との当該契約を継続する予定であります。
３　久保達弘氏は、現在、当社の監査等委員である社外取締役でありますが、在任期間は本総会終結の時をもって４年となります。太田美和子氏は、現在、当社の監査等委員である社外取締役でありますが、在任期間は本総会終結の時をもって３年となります。
４　久保達弘氏及び太田美和子氏の両氏は社外取締役候補者であります
５　当社は、久保達弘氏及び太田美和子氏の両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、両氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。
６　当社は、保険会社との間で会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険（Ｄ＆Ｏ保険）契約を締結しております。同保険の被保険者の範囲は、当社および当社子会社の取締役、執行役員、管理職従業員、社外派遣役員、退任役員であり、補填対象とされる保険事故は、被保険者が職務の執行に関し負担することになる法律上の損害賠償金や訴訟費用等の

損害を填補することとしております。ただし法令違反の行為のあることを認識して行った行為に起因して生じた損害等は填補されないなど、一定の免責事由があります。保険料は全額、当社が負担しております。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第３号議案　資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の件

当社は、経営戦略の一環として、現在生じている繰越利益剰余金の欠損を補填し、財務体質の健全化を図るとともに、今後の資本政策の柔軟性及び機動性の確保を図り、現在の事業規模に応じた適切な税制の適用を通じて財務内容の健全性を維持するため、会社法第447条第１項及び会社法第448条第１項の規定に基づき、欠損額と同額の資本金及び資本準備金の額を減少し、その他資本剰余金に振り替えたうえで、会社法第452条の規定に基づき、増加後のその他資本剰余金を繰越利益剰余金に振り替えたいと存じます。

なお、本議案は、貸借対照表の純資産の部における勘定科目間の振替処理であることから、当社の純資産額に変更はございません。また、本件は、払戻しを行わない無償減資であり、発行済株式総数の変更は行いませんので、株主の皆様の所有株式数や1株当たり純資産額に影響を与えることはございません。

１．資本金の額の減少の内容

（１）減少する資本金の額

2026年10月27日現在の資本金の額619,334,050円のうち、569,334,050円を減少して50,000,000円とし、減少する資本金の額の全額を、その他資本剰余金に振り替えます。

なお、当社が発行している新株予約権が、資本金の額の減少が効力を生ずる日までに行使された場合、資本金の額及び減少後の資本金の額が変動いたします。

（２）資本金の額の減少が効力を生ずる日

2027年１月12日（予定）

２．資本準備金の額の減少の内容

（１）減少する資本準備金の額

2026年10月27日現在の資本準備金の額596,334,050円のうち、460,237,087円を減少して136,096,963円とし、減少する資本準備金の額の全額を、その他資本剰余金に振り替えます。

なお、当社が発行している新株予約権が、資本準備金の額の減少が効力を生ずる日までに行使された場合、資本準備金の額及び減少後の資本準備金の額が変動いたします。

（２）資本準備金の額の減少が効力を生ずる日

2027年１月12日（予定）

３．剰余金の処分の内容

下記のとおり、会社法第452条の規定に基づき、上記資本金及び資本準備金の額の減少の効力発生を条件に、資本金及び資本準備金の額の減少により生じるその他資本剰余金1,029,571,137円全額を繰越利益剰余金に振り替え、欠損填補に充当いたします。これにより、当社の繰越利益剰余金の欠損が解

消されます。

（１）減少する剰余金の項目及びその額
その他資本剰余金　1,029,571,137円

（２）増加する剰余金の項目及びその額
繰越利益剰余金　　1,029,571,137円

（３）剰余金の処分がその効力を生ずる日
2027年１月12日（予定）

４．日程

（１）取締役会決議日	2026年10月27日
（２）株主総会決議日	2026年11月28日（予定）
（３）債権者異議申述公告	2026年11月30日（予定）
（４）債権者異議申述最終期日	2027年１月８日（予定）
（５）効力発生日	2027年１月12日（予定）

以上

株主総会会場ご案内図

東京都千代田区丸の内一丁目８番１号　丸の内トラストタワーN館 11階
トラストシティ カンファレンス・丸の内 room１



交通機関
・JR線　　○東京駅（日本橋口）より徒歩１分
・地下鉄　○東京メトロ丸ノ内線・東西線・千代田線・半蔵門線　大手町駅
（Ｂ９ｂ出口）より徒歩１分
○東京メトロ銀座線・東西線 / 都営浅草線　日本橋駅（Ａ３出口）
より徒歩４分
※会場には、本総会専用の駐車場の用意はございませんので、ご了承ください。